

資格審査特別委員会 審査の経過

開催回等	開催日時	主な審査等の内容
	平成 29 年 12 月 20 日(木)	百谷孝浩議員に対する資格決定要求書が議員から提出され、資格審査特別委員会が設置される
定例会	12 月 22 日(金) 10:00	- 資格決定を要求した議員が、資格決定要求書を朗読 - 百谷議員の弁明を受ける - 資格審査特別委員会の委員 7 人を選任し、百谷議員の議員資格決定の審査に関する調査を資格審査特別委員会に付託することに決定 - 第 1 回資格審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、松井委員長、笠原副委員長を選出したことを報告 - 百条調査権を資格審査特別委員会に委任することを決定

第 1 回	平成 29 年 12 月 22 日(金) 12:29	- 正・副委員長互選 - 百条調査権を委任されるよう、委員会提出決議案第 1 号「資格審査特別委員会の調査に関する決議」を決定
第 2 回	12 月 22 日(金) 14:01	河南町議会の議員資格問題事例の確認について
第 3 回	平成 30 年 1 月 9 日(火) 14:29	- 本委員会の傍聴の取り扱いについて - 本委員会の今後の進め方について - 提出を求める記録について
第 4 回	1 月 15 日(月) 14:09	- 記録及び弁明内容の調査について - 島泉の借家への実地調査について
第 5 回	1 月 19 日(金) 12:57	- 島泉の借家への実地調査（委員全員により、島泉の借家への実地調査を実施） - 実地調査の報告について
第 6 回	1 月 22 日(月) 10:01	- 実地調査の結果に基づく検証について - 近隣調査について
第 7 回	1 月 29 日(月) 10:04	- 近隣調査の報告について（正・副委員長及び委員 1 名により、近隣調査は 1 月 25 日（木）に実施） - 公共料金等の調査報告について

開催回等	開催日時	主な審査等の内容
第 8 回	平成 30 年 2 月 6 日(火) 14:02	- 証人尋問の質問項目について - 証人尋問の質問の分担について - 百谷孝浩議員への証人尋問について
第 9 回	2 月 16 日(金) 10:06	- 証人尋問の質問項目の確認について - 証人尋問における各委員の質問順について
第 10 回	2 月 19 日(月) 13:58	百谷孝浩議員の証人尋問
第 11 回	2 月 26 日(月) 15:58	- 証人尋問における証言と提出された記録等との整合確認について - 百谷孝浩議員に委員外議員として出頭を求め聴取
第 12 回	3 月 5 日(月) 13:00	- 百谷孝浩議員の証人尋問 - 提出を求める記録について - 百谷孝浩議員の妻の証人尋問について
第 13 回	3 月 18 日(日) 15:58	百谷孝浩議員の妻の証人尋問
第 14 回	3 月 26 日(月) 13:58	不整合事項の確認について
第 15 回	4 月 9 日(月) 14:15	不整合事項の確認について
第 16 回	4 月 17 日(火) 10:48	- 不整合事項の確認について - 資格決定書の内容について
第 17 回	5 月 10 日(木) 14:35	- 弁護士相談の結果について - 審査報告書（案）について

臨時会	平成 30 年 5 月 22 日(火) 10:00	- 資格審査特別委員会の報告を委員長が行う - 百谷議員の弁明を受ける - 百谷議員を除く出席議員（議長含む 15 名）全員が議員資格なしの委員会報告に賛成する - 議員の資格を有しないと決定されたため百谷議員は同日失職となった
-----	---------------------------------	---

資格審査特別委員会

委員長 松井 康夫
 副委員長 笠原 由美子
 委員 竹本 真琴
 金銅 宏親
 笹井 喜世子
 若林 信一
 上藪 弘治

百谷孝浩議員に対する資格決定

「議員の資格を
有しない」と決定

資格審査特別委員会の

設置及び審査経過

平成29年12月20日

羽曳野市議会議員 樽井佳代子 殿

羽曳野市議会議員 松井康夫 笹井喜世子
上薮弘治 笠原由美子
金銅宏親

資格決定要求書(抜粋)

下記議員の議員資格の有無を議会において決定されるよう、羽曳野市議会会議規則第147条の規定により、別紙証拠書類を添え要求します。

(以下略)

本件は、平成29年9月10日の羽曳野市議会議員一般選挙において、市民から、「百谷氏が羽曳野市では居住実態がないため、議員になる資格を有していないのではないか」との訴えが、電子メール等を介して、本市議会へ寄せられたことに端を発します。

本市議会として、その訴えの真相を究明し説明責任を果たすため、先ず、幹事長会議において慎重に調査

委員会審査報告書(抜粋)

本委員会に付託された百谷孝浩議員の議員資格決定について、審査の結果、別紙資格決定書案のとおり決定したので、羽曳野市議会会議規則第109条の規定により報告します。

平成30年5月10日
(以下略)

を行った結果、「百谷孝浩議員は被選挙権を有していなかった」と判断し、平成29年12月12日に開催された平成29年第4回定例会第4日目において「百谷孝浩議員に対する議員辞職勧告決議」を全会一致で可決しました。

百谷議員は、この辞職勧告決議に従わず、市議会議員の職を辞することなく議員活動続ける意向を表明したこと、議員資格の有無を議会において決定することを求める「資格決定要求書」が、昨年の12月20日に松井・笹井・上薮・笠原・金銅の各議員から議長あてに提出され、資格審査特別委員会が設置されました。

この要求書を受け、12月22日の本会議において、7人の委員からなる資格審査特別委員会に「羽曳野市議会百谷孝浩議員の議員資格決定の審査に関する調査」を付託するとともに、地方自治法(以下「法」という)第100条第1項の権限(100条調査権)を委任しました。

その後、資格審査特別委員会では計17回5か月間にわたり会議を開催し、百谷孝浩議員の議員資格の有無

資格決定書

資格の決定を求めた議員

松井康夫 笹井喜世子 上薮弘治
笠原由美子 金銅宏親

資格の決定を求められた議員

百谷孝浩

百谷孝浩議員の議員資格の有無について、次のように決定する。

- 1 決定 被選挙権を有しない。
- 2 理由 別紙のとおり

平成30年5月22日
羽曳野市議会

について審査を行いました。

そして、5月10日に開催された第17回資格審査特別委員会でも、今までの審査をもとに、百谷孝浩議員の全生活の中心は羽曳野市ではなく、藤井寺市にあるので被選挙権を有しないとの審査報告書(案)を委員全員の賛成のもと決定し、議長に報告されました。報告を受けた議長は議会運営委員会の議決を経て、法第101条第2項の規定に基づき、市長に対し羽曳野市議会臨時会を招集するよう請求しました。その後、市長が羽曳野市議会臨時会を5月22日に招集されました。

羽曳野市議会臨時会では、資格審査特別委員会委員長から「被選挙権を有しない」との委員会審査報告書(資格決定書(案))が読み上げられ、報告されました。百谷孝浩議員の弁明を受けた後、採決を行った結果、退席となった百谷孝浩議員を除く出

議員の資格を

有しないとした理由

席議員(議長含む15名)全員の賛成により、「被選挙権を有しないため、議員の資格は有しない」と決定しました。

百谷氏本人が居住実態があったと主張する羽曳野市島泉の借家に、今回の羽曳野市議会議員一般選挙の基準日以前に、生活の拠点が引き続き3箇月以上あったかどうかを、①借家の光熱水費の使用量から判断される生活実態状況②借家の賃借及びその後の入居状況③所有マンション及び借家の状況の3点を検討項目として検討を行い、評価・判断を行いました。その全てにおいて、「借家での継続的な生活は認められない」という結果でありました。確認した状況及び客観的事実を総合的に鑑みて、生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心は藤井寺市の所有マンションであり、羽曳野市の借家は専ら政治活動や選挙活動のための「一時的な滞在」に過ぎず、生活の本拠たる実態を具備していたとは認められない。と判断し、被選挙権を有しないと決定しました。

この決定を受け、百谷孝浩議員は羽曳野市議会議員を失職となりました。

なお、百谷孝浩氏は、羽曳野市議会の資格決定を不服として、大阪府知事に審査の申立てを行っています。